

追加 1-7

公的年金（老齢給付）

3 老齢給付のポイント

(2) 在職老齢年金

60 歳以降サラリーマンとして働いている方は、老齢年金と給与を両方もらえるので恵まれているといえます。そのため、年金額を減額される可能性があります。困ったことに、その減額の仕組みが年代ごとに違います。

▼在職老齢年金

年代	減額対象部分	年金額を減額されるケース
60歳代前半	減額の対象となるのは特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分と定額部分）。	「総報酬月額相当額＋基本月額」が 28万円超のケース
60歳代後半	減額の対象となるのは老齢厚生年金のみ。老齢基礎年金は全額支給される	「総報酬月額相当額＋基本月額」が 46万円超のケース※
70歳以上	70歳以上になると厚生年金の被保険者ではありませんので、厚生年金の保険料は納める必要はありませんが、年金額は60歳代後半と同じ仕組みで減額される	

※昭和 12 年 4 月 1 日以前生まれの者は減額対象ではない。

<参考>

総報酬月額相当額とは・・・「標準報酬月額＋過去 1 年間の標準賞与額の総額の1/12」

基本月額とは・・・「年金額(ただし加給年金は含めない)÷12」

赤字の個所を追記しました。